バスツアー着地型観光旅行商品造成助成金交付要綱（案）

（趣旨）

第1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、売上が低迷した小矢部市内外の観光関連事業者に対する消費額を増加させるため、貸切バス及びジャンボタクシー（以下、「貸切バス」という）を利用して市内観光地等を訪れるツアーを実施する者（以下「助成対象者」という）に対し、バスツアー着地型観光旅行商品造成助成金（以下、「助成金」という）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2 条 この要綱に基づき交付する助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第３条の規定に基づく登録を受け、市内に本店又は支店を置く旅行業者、及び市内で民間バス路線を運行している又は市営バス事業を受託しているバス会社とする。

（助成対象経費及び事業）

第3 条　助成対象経費は、市内で民間バス路線を運行している又は市営バス事業を受託しているバス会社及び市内に営業所があるタクシー会社の貸切バスを利用して、市内の観光地を主たる目的とする次の各号を満たすツアーの運賃・料金並びに食事、見学、体験、宿泊の費用とする。

（1） ツアー全行程の中で助成対象施設において、食事・見学・体験・宿泊のいずれか一つ以上を行い、かつ別の市内観光施設に立ち寄ること。ただし、小矢部市内の観光地には、高速道路のサービスエリア、道の駅、トイレ休憩のみで利用する施設等は対象としない。

（2） 宿泊を伴う旅行の場合、１泊以上小矢部市内に宿泊すること。

（3）添乗員、乗務員を除くツアーの参加者が5人以上であること。

（4） 自治体、民間企業等の会議や研修旅行、宗教活動・政治活動を目的としたツアーでないこと。

（5） 幼稚園、保育所、学校行事での利用は対象としない。

（6）　小矢部市以外で、国等が実施する割引旅行事業等との併用も可能とする。

（7） バスの発着地は富山県及び近隣県（新潟県、石川県、福井県、長野県、岐阜県）とする。

（8） 他のバス利用促進のための助成金との併用は不可とする。

（9） バス内での飲食は原則禁止とする。

２　バスの新型コロナウイルス感染症防止対策を実施、公表の上、利用者へ明確に周知・PRすること。

（助成金の額）

第4 条 助成金の額は次のとおりとする。

① 食事又は見学・体験の場合　500円/人

② 宿泊の場合　2,000円/人

③ 貸切バスの利用

**【助成額】　（貸切バス1台当たり）**

**5人以上　10人未満 　1万円**

**10人以上　 20人未満　 　 2万円**

**20人以上　 30人未満 　 3万円**

**30人以上　　　　　　 　　　　4万円**

※食事又は見学・体験、かつ宿泊をした場合は、宿泊の助成を対象とする。

※貸切バス運賃・料金には、高速道路の通行料や駐車場代などは含まれない。

※国等が実施する割引事業等と併用する場合は、貸切バス運賃・料金のみを対象とする。

（助成対象期間）

第5 条 助成対象となるツアーの期間は、令和３年５月１０日から令和３年１２月２４日までに出発するツアーとする。ただし、先着順に受付のうえ、予算の上限額に達し次第、募集を締切ることとする。

（助成金の交付の申請）

第6 条 助成金の交付申請者は、第２条の者（以下「申請者」という）とし、ツアー出発日（募集型企画旅行の場合は、ツアー出発初日）の申請締切日までに、次に掲げる書類を小矢部市観光協会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

（1）バスツアー着地型観光旅行商品造成助成金交付申請書（様式第1 号）

（2）行程表（募集型企画旅行の場合はツアー名がわかるものであること。）

（3）募集チラシ等（募集型企画旅行の場合のみ）

（4）バス会社及びタクシー会社からの見積書の写し（明細書も添付すること）

※申請締切日は、ツアー出発日の１週間前までとする。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じて、申請受付を中断・中止する場合や参加者の住所地を限定して実施する場合がある。

（助成金等の交付の決定及び通知）

第7 条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めたときは、交付決定予定日までに助成金の交付を決定し、バスツアー着地型観光旅行商品造成助成金交付決定通知書（様式第2 号。以下「通知書」という）により、申請者に通知するものとする。

（ツアーの変更）

第8 条 申請者は、前条の交付決定及び通知を受けたツアーの内容に変更があった場合は、ツアー実施予定日までに、小矢部市観光協会（以下「観光協会」という）に連絡を行い、交付の対象となるか確認しなければならない。

（ツアーの中止）

第9 条 申請者は、前条の交付決定及び通知を受けたツアーが中止又は参加者が5 人未満となった場合は、ツアー実施予定日までに観光協会へ報告しなければならない。

2 前項によるツアーの中止等の報告があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告及び助成金の交付請求）

第10 条 助成金の交付の決定を受けた者は、ツアー実施後１か月以内に次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

（1）バスツアー着地型観光旅行商品造成助成実績報告書（様式第3 号）

（2）立ち寄り証明書（様式第４号）

（3）貸切バス運賃・料金の領収書の写し（日付が明記されているもの、明細書も添付すること）

（4）バスツアー着地型観光旅行商品造成助成金交付請求書（様式第5号）

（交付金額の確定及び交付）

第11条 会長は、前条の実績報告書を受けた場合においてその内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき助成金の額を確定し、バスツアー着地型観光旅行商品造成助成金確定通知書（様式第4号）により申請者に通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付の決定の取り消し等）

第12条 会長は、詐欺その他不正の行為により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和３年５月１０日から施行する。